

この会議録は議事の概要を記載したものであり、その内容は事実と相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月6日

会長 猪俣利雄

令和7年度 第1回

日高市特別職報酬等審議会 会議録

会議の名称	日高市特別職報酬等審議会
日時	令和7年10月15日(水) 13:10 ~ 15:00
場所	日高市役所 2階 庁議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	猪俣会長、山崎職務代理、梅澤委員、永田委員、古本委員、横手委員、平山委員
欠席者	小坂委員、坂巻委員、野崎委員
説明員	総務部長樋口成男、総務課長稲垣衛、人事厚生担当主幹長岡篤史、人事厚生担当主査木村圭太、人事厚生担当主事西尾かおり
事務局	総務部長樋口成男、総務課長稲垣衛、人事厚生担当主幹長岡篤史、人事厚生担当主査木村圭太、人事厚生担当主事西尾かおり
傍聴者	0人
所管課	総務部総務課
議題及び決定事項等	【議題】 1 市議会議員の議員報酬の額について 2 市長、副市長及び教育長の給料の額について
会議資料	1 令和7年度日高市特別職報酬等審議会次第 2 令和7年度日高市特別職報酬等審議会委員名簿

	<p>3 令和7年度日高市特別職報酬等審議会資料</p> <p>4 令和7年度日高市特別職報酬等審議会別冊資料</p> <p>5 改定後算出資料</p>
<p>会議の経過</p>	<p>1 開会、市長あいさつ (省略)</p> <p>2 審議会会長選出</p> <p>事務局： 審議会会長の選任に移ります。この審議会は、日高市特別職報酬等審議会条例第4条に基づきまして、委員の互選により会長を定めることになっております。会長が決まるまでの間、谷ヶ崎市長に座長を務めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>委員： 異議なし。</p> <p>事務局： それでは谷ヶ崎市長よろしく申し上げます。</p> <p>座長： それでは条例の規定によりまして会長が就任されるまでの間、仮座長を務めさせていただきます。それでは、特別職報酬等審議会条例第4条の規定に基づき、委員の互選により会長を選出することとなっておりますので、どなたか推薦していただける方いらっしゃいますか。</p> <p>委員： 前回の審議会会長であった猪俣委員がおられますので引き続きお願いできればと思います。</p> <p>座長： 他に推薦される方はいらっしゃいますか。猪俣委員という意見がありましたが、皆様よろしいですか。</p> <p>委員： 異議なし</p> <p>座長：</p>

猪俣委員お引き受けいただけますか。

委員：

分かりました。

座長：

ご了解をいただいたので猪俣委員に会長をお願いしたいと思います。

事務局：

猪俣委員に会長が決定いたしましたので、ここで会長就任のご挨拶をお願いします。

会長：

会長挨拶（省略）

3 会長職務代理の指名

事務局：

続きまして、職務代理の指名に入ります。日高市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により会長が職務代理を指名することとなりますので、会長より職務代理の指名をお願いします。

会長：

職務代理は、山崎委員をお願いします。

委員：

分かりました。

4 諮問書の手交

事務局：

会長と職務代理が決まりましたので、ここで市長から審議会へ諮問書を手交させていただきます。

（市長が諮問書を朗読し、猪俣会長へ手渡した。）

（市長 公務により退席）

（猪俣会長自身の席から中央の会長席へ移動）

5 議題

事務局：

猪俣会長、これから進行をよろしくお願いします。

会 長：

それでは、次第5 議題に移らさせていただきます。
諮問事項について事務局より説明をお願いします。

事務局：

日高市特別職の報酬等の額について、日高市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。諮問事項は2点となります。市議会議員の議員報酬の額について。市長、副市長及び教育長の給料の額について。この2点です。

会 長：

続いて、事務局より配布資料の説明をお願いします。

事務局：

初めて特別職報酬等審議会にご参加の方もいますので、簡単に審議会について、事前に配布した資料に沿って説明します。A4資料の1ページをお開きください。特別職報酬等審議会とは市長の諮問を受け、第三者の立場からその報酬額等について審議・検討していただくものです。また、審議会は「日高市特別職報酬等審議会条例」に基づき設置されます。資料の2ページをお開きください。今回ご審議いただく報酬や給料等について簡単に説明します。議員報酬ですが、地方議会議員の報酬は議会の議員が行う勤務に対する反対給付であり、生活給ではない点で、常勤職員の給料とは区別されるものです。続いて、特別職の給料等は、一般職員の給料とは違い、その職務の特殊性に応じて定められるものと定義されています。そのため、定期的に給与額が見直される一般職員とは異なり、審議委員の皆様からご意見をいただき、適正な額を検討する必要があります。次に、審議会の流れです。この図のとおり、市長は、議員報酬等の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出する時は、貴審議会に諮問し、答申を受

けて、報酬等の額を改定するための条例案を議会に提出し、議会の議決を得て決定します。審議にあたり、その額をどの程度にするかは、特に基準が設けられていないため、他の自治体の報酬等の状況や本市の財政状況などを鑑み、広範な角度から審議をお願いします。

続きます。資料3ページから5ページです。貴審議会の条例を掲載しています。資料6ページから9ページです。前回、令和4年度に開催した審議会の答申の写しです。令和4年度は、平成29年度の審議会の答申を受け開催したものです。この時の答申は、議員報酬等の額は据置き、市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる答申を受け、付記事項において4年に1回程度開催することが望ましいとされました。この時の答申にあたり参考とした当時の団体資料は、別冊資料1ページに記載しています。次に資料10ページをご覧ください。始めに特別職の報酬等の改定状況ですが、議員等は、平成28年の改定を最後に改定されていないことがわかります。続いて、資料11ページです。特別職の期末手当の改定状況です。市長、副市長及び教育長並びに議員の期末手当については、人事院勧告を踏まえて改定しており、令和6年度時点で年間4.6月の期末手当を支給しています。続いて、資料12ページです。報酬等の減額について、過去に政治的な判断により、市長、副市長及び教育長は、減額していた時期があります。参考として記載をしている一般職の減額は、東日本大震災の影響を受けての減額措置です。続いて、資料13ページです。一般職の給与改定の仕組みです。日高市職員の給与は、民間企業の給与と均衡が図られるように措置されています。理由は3点あります。1点目は、公務の特性により市場原理での給与決定が難しいこと。2点目は、公務員も労働者であり、社会一般の社会情勢に応じた適正な給

与確保が必要であること。3点目は、公務員の給与は、税金で賄われていること。この3点があるため、本市では、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を基に給与水準を決定しています。この人事院勧告とは、国家公務員と約12,000社の民間企業の給与を、年齢や経験年数、役職別に精密に調査し、公務と民間の給与差が適正であるかを勧告するものです。続いて、資料14ページです。日高市と国の一般職の改定状況です。一般職の給与との均衡を考慮する必要があるため、本年8月に国家公務員の給与に関して発出された人事院勧告を参考にしています。続いて資料16ページです。令和7年人事院勧告「本年の給与勧告のポイント」です。一般職の給与官民格差3.62パーセントを埋めるため、初任給及び若年層の給料を引き上げ、また、ボーナスは年間0.05月分引き上げ、年間4.65月とする内容です。続いて、資料18ページから20ページです。県内類似団体の比較や財政状況は、別冊資料で説明します。別冊資料に移る前に、19ページをご覧ください。これから「類似団体」という言葉が多く出てきますが、類似団体とは、「人口」と「産業構造」により分類された団体のことです。全国に様々な自治体がありますが、「人口がたくさんいて、商店街があるような都市」と「人口は少ないけれど、農業が盛んな田舎の町」では性質が随分異なります。そのため、似たような性質を持つ自治体を同じグループに分けることで、他の自治体と比較しやすくなります。続いて、資料21ページです。5 その他といたしまして、民間の賃上げ状況等について、厚生労働省の令和7年民間主要企業の賃上げ状況資料と、次のページに消費者物価指数の推移についての資料を掲載しています。冒頭に、議員報酬や特別職の給料は職務に応じた対価のようなものとお伝えしましたが、賃金や物価が上がっている中

で、報酬や給料の水準がそのままであることは適正であるかという視点も必要だと考えます。広範な角度からのご意見をいただきたいため、日本の経済社会情勢の参考として掲載しています。それでは、A3の別冊資料1ページをお開きください。令和4年度の審議会で、答申の根拠となった資料です。県内類似団体と比較しまして、黄色く着色された部分が、議長から議員までの改定額がマイナスとなったため、据え置きが妥当と判断されました。一方、市長から教育長までは類似団体の平均と1万円前後の差があり、増額が妥当と判断され、増額改定となりました。ちなみに、改定後の額は千円未満を切り捨てた額です。その下の参考資料は、平成29年度の根拠資料となり、この時は全職種で据え置きとなりました。続いて、2ページです。各団体との比較を順次説明します。1 県内類似団体との比較です。一番左の「開催時期」とは、審議会を最後に開催した年です。単純に類似団体と比較をすると、議員報酬等の額は2万円前後の差があります。また改定率も5パーセントほどです。市長、副市長及び教育長については、1万円前後の差があり、改定率は1.5パーセントを少し下回る数字です。続いて、2 県内類似団体と加重平均での比較です。加重平均とはデータに重みをつけて平均を求める方法です。類似団体といえども人口差が4万人ほどある自治体と比較するのは、かけ離れた数字が出てしまうことも考えられるため、各市の報酬額等に人口を掛けた合計数を各市の合計人口で除すことにより、人口に「重み」を付けた平均値を出しました。その結果、先ほどの類似団体との比較よりも改定額はすべての職種において増えました。人口が多い団体ほど報酬等が高い傾向にあるということが考えられます。続いて、3 県内類似団体（人口15,000人以内）との比較です。こちらは全職種でマイナ

スです。今回5つの比較を出しましたが、唯一のマイナス改定です。続いて、4 前回答申の根拠資料です。前回の類似団体との比較です。全体的に5千円前後の差があり、1パーセント前後の改定率です。続いて、5 埼玉県西部まちづくり協議会 ダイア との比較です。消防はこの5市で組合を構成しています。自治体規模が大きくなるため、改定額は10万円ほどです。

続いて日本の社会経済情勢についてです。資料はありませんので、口頭での説明となります。政府は、我が国の経済について9月の月例経済報告において「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」としています。また、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」と判断しています。別冊資料4ページ、1日高市の財政状況です。財政力指数ですが、これは1に近いほど財政力があるとされています。平成26年に0.85で、令和3年度から減少傾向にあり令和6年度は0.79です。続きまして、経常収支比率は数値が低いほど新たな財政需要に弾力的に、柔軟に対応することのできる指数です。令和3年度決算において改善していますが、今後、扶助費や公債費のさらなる増加が見込まれる状況において、高麗川駅東口の開設関連事業等、大規模事業を進めていく必要があります。実質公債比率は、財政規模に対して1年間で支払った借入金の返済額で、数値が低いほど健全です。平成29年度まで減少していま

したが、平成 30 年度から上昇傾向にあり、令和 6 年度は 5.6 です。続きまして将来負担比率とは、財政規模に対する将来市が支払う借入金の返済等割合で、数値が低いほど健全です。令和元年度から将来負担比率はありません。続きまして 2 県内類似団体の財政状況です。県内類似団体とは、概ね均衡しているとみれます。こちらの数字は令和 5 年度の実績値です。他市との比較のため、日高市も令和 5 年度の数字です。続きまして、3 埼玉県西部地域まちづくり協議会 ダイア の財政状況です。協議会の自治体は、自治体規模が大きく、本市より財政が安定している傾向があります。続いて、別冊資料 5 ページは、日高市の財政状況分析です。他団体との比較した順位や経年分析です。資料及び別冊資料の説明は以上です。

最後に、今回、当審議会を開催するに至った経緯について説明します。前々回の平成 29 年度は、議員報酬等の額は据置き、市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる答申を受けましたが、市長、副市長及び教育長の給料の額は据置きました。また、答申の付記事項において 4 年に 1 度開催することが望ましいとされました。前回の令和 4 年度は、令和 3 年度に実施予定でしたが、コロナ禍により 1 年延期となり実施した経緯があります。この時の答申は、議員報酬等の額は据置き、市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる答申を受け、市長、副市長及び教育長の給料の額は令和 5 年 4 月 1 日から増額されました。また、答申の付記事項において 4 年に 1 度開催することが望ましいとされました。そのため、本来実施予定であった令和 3 年度から 4 年後の令和 7 年度に開催する運びとなりました。事務局からの説明は以上です。

会 長：

それでは初めに資料の内容について、事務局に確認したい方がいましたら、ご質問を受け付けます。私は前回も会長をやりまして、感じたことを皆様にお話しします。議員報酬等の額は、平成 27 年に約 10 パーセント上げるという答申をしました。それは約 20 年間も議員報酬等の額が変わっていなかったためです。県内でも議員報酬等の額が最低レベルだったことや、議員の定数も当時 18 名から 16 名と 2 名削減したこともあり、今後の日高にとって、若い議員も出てきてほしいという考えもありました。そのために、ある程度の報酬も必要ではないかということで、平成 28 年当時は議員報酬等の額は上げて、市長、副市長及び教育長の給料の額も、答申として上げることになりましたが、市長、副市長及び教育長がもう少し様子を見ようとなりました。それ以降も増額改定という答申を出していた中、令和 4 年度になり、市長、副市長及び教育長もそろそろ近隣市町村との差も開いてきたので上げました。近隣と同額というわけにはいかないかもしれませんが、平成 25 年頃は日高市も財政が厳しい時期でありましたが、現在は近隣と比較して、財政調整基金等の蓄えもできているようです。その辺も加味していただいたき、皆様にご審議を賜りたいと思っています。

事務局から説明があった資料について、確認もしくは質問したい方がいらっしゃいましたら、ご質問を受け付けます。委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。私から確認ですが、今回の人事院勧告で市職員の給料は実質何パーセント上がりますか。

事務局：

市職員は、月例給が平均 3.3 パーセントほど上がる予定です。期末勤勉は人事院勧告とおり 0.05 月の引き上げを予定しております。

会 長：

ありがとうございました。その他、委員の皆様から何か疑問点等ありますか。挙手にてお願いします。

委 員：

令和4年度と今年度を比較して、議員数の変化は何名ぐらいですか。

事務局：

変更なく16名です。

委 員：

現在の日高市の人口が、約5万4,000人となっています。先日、第6次日高市総合計画後期基本計画策定の会議に参加した際、日高市の人口は今後も右肩下がりという情報がありました。ただ、現状の計画としては増減なしという方向で進んでいるようでした。この資料から見ても、現在は人口減によりも物価高という状況に変わり、給料も上げるべきだと思います。そのため、今後の人口について、プラス方向に考える予定があるのかどうかお聞きしたい。

事務局：

日高市の人口動態については、現状、自然減社会増が続いています。引き続き、人口増に転じるのは日本全体で見ても難しく、日高市に当てはめても状況は変わらないと考えています。現状の人口を維持するのが目標となり、人口増加の要因を考えることは難しいと思います。

委 員：

高萩地区にロッテの工場ができるという話を聞いた。この話があれば人口増は考えられると思うが、いかがでしょうか。

事務局：

推測の話ですが、その企業が人を要する企業であれば、働きに来る方が昼間の流入人口として増加が見込ま

れます。しかし、働き手がロボットなど機械化を進めている工場ですと、従業員として人が入ってくることは難しいと考えられます。また、人口増となると日高に定住していただく必要があるかと思いますので、その後の定住政策等々を含めて考える必要があります。そのため、この場でははっきりしたお答えができませんが、今後の人口動態を見守っていくということになると思います。

委員：

高速道路周辺に様々な法人倉庫や工場が立地していますが、法人税は増加していますか。例えば令和4年からのくらい増加していますか。

事務局：

具体的な数字はこの場でお示しできませんが、法人税と固定資産税は増加しています。

委員：

基本的には、法人税でなく固定資産税が増加しているという見方でよいか。

事務局：

はい。去年から法人市民税の税率改定をしているため、その改定部分で年間約1億円弱、税込として増加しています。ただ、法人税が上がると地方交付税が下がるため、一概に喜ばないところですが、総合的な税込としては上がっています。

会長：

日高市は元々、税率が安かった経緯があります。そのため、大手企業の法人税は微増して、近隣市町村と同程度まで引き上げたということです。

委員：

議員一人あたりの市民数で見ると、日高市は平均より議員が多いという印象を受けました。現在の議員人数は適正なのでしょうか。

会 長：

これについては、以前、議員定数について関わった経緯があるためご説明します。日高の議員定数を 18 人から 16 人に減らした理由は、当時、北海道大学大学院が、地方の市議会議員等の定数を出す計算式を発表しました。その計算式に当てはめると日高市は、15 人から 17 人が適正という結果になりました。ただ、奇数にする多数決の際、同数の場合は議長決裁になるため、偶数が適切ということになりました。間をとった 16 が適切な数字ではないかという結論となりました。

私から 1 点、別冊資料の 2 ページにある表で、県内類似団体と比較した 3 番を見ると、日高市は適正な額ということになりますが、その他の 1 番、2 番の表で比較すると他の自治体より低いと見受けられます。なぜこのような違いがあるのでしょうか。

事務局：

表 1 番、2 番は県内類似団体ということで、同じ団体が掲載されています。また、県内類似団体とは、先ほど説明でありました人口規模と産業形態、人口が約 5 万人から 10 万人の範囲であり、産業構造が類似している団体となります。人口が大きい東松山市や八潮市など、人口が約 10 万人近い団体も入っております。これらの団体は他団体と比較すると、もともと報酬額が高いという点で平均値も高く算出されております。一方の表 3 番は、表 1 番、2 番の中でも日高市との人口差が 1 万 5,000 人以内の団体と比較をしているため、3 番の平均報酬額が低くなっています。また、白岡市につきましては、町から市になり、令和 6 年度に報酬が約 6 万円増額改定されたという経緯があります。しかし、依然として白岡市の報酬額が低いことや北本市や蓮田市の報酬がもともと高くないこともあり、日高市の平均報酬額が高く

なっている状況です。続いて、3ページをご覧ください。一番上の4番は前回答申の根拠資料である令和4年度当時の県内類似団体です。現在、日高市の区分が2-3と申しましたが、令和4年度当時に2-3にいなかった団体も見られます。そのため、4番と1番の金額を比較しますと、飯能市や志木市のように日高市と同じような団体もありますが、その構成団体が違うという点で、金額の差が大きく出たました。こちらについては、過去の更新の際の構成団体は変わらず、今年度4月1日現在の金額に置き換えて比較をしています。令和4年度と今年度の数値を使用し、金額の比較をしているため、その間は白岡市の増額改定等もあり、同じ構成団体でも、金額が変わって増額される結果が出ております。

会 長：

以前からよく比較される鶴ヶ島市は、報酬等を上げてないのでしょうか。

事務局：

はい。平成27年以降上げていません。

委 員：

A4資料の令和7年度の16ページの一番下に、企業規模の比較データが示されている箇所がありますが、この根拠はどこでしょうか。

事務局：

人事院で調査手法を変更しています。概要は、おそらく過去10年以上前は、企業規模100人以上の企業との比較としていました。その後、より民間企業の給与実態と公務員の給与実態を合わせるため、企業規模50人以上としていました。しかし、冒頭にありました通り、経済の上向きと新規採用職員の給与の改定額増加、人材確保の観点から魅力ある職場へということもあり、人事院で比較手法を変更したと示されています。

5 議題 (1) 市議会議員の議員報酬の額について

会 長：

本日の目標を皆様にお伝えします。議員報酬等の額は上げるのか、下げるのか、据え置きにするのか。あるいは、別冊資料の比較表の案から2つ3つに絞っていただくか、ある程度方向性を決めていただくところまで進めたいと思っています。時間も50分ほど経過しましたので、議題の1番、議員報酬等の額について上げるのか、下げるのか、据え置きかを委員の皆様から率直な意見を、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員：

異議なし

会 長：

委員の皆様お一人ずつのご意見をお伺いしたいと思いますので、順々にお願いします。

委 員：

近年の社会情勢の中で、非常に優秀な人材を確保したいという形で、日高市も議員年齢が以前より若くなりましたから、ぜひ頑張っていたきたいという思いから、上げる方向で良いのではないかと思います。

委 員：

昨今の物価上昇や人件費の高騰に対応するために、我々民間企業もだいぶ処遇改善が進んでおります。また、近隣との差や一般職のベースアップの動向等を踏まえても、特別職の報酬も職責に見合った水準に上げるということは必要であると考えているため上げるという意見です。

委 員：

様々なニュース等で騒がれてますけれども、民間でもベースアップが検討されています。先ほどの委員がおっしゃったように人勧の方も上げていますので、上げてい

ただいてもいいと思っています。

委員：

私は仕事柄、中小企業の給料を見させていただいていますが、実態として、昨今ニュースで報道されるほど上げられてないのが実情です。ただ、議員報酬等の額を抑えるという訳ではありません。人材確保のために、顧問先にも人員が欲しいと相談された際は、給料を上げた方が良くとアドバイスしています。資料に提示されているような2万円という額ではなくとも、多少なりとも上げるのは賛成です。ただ民間企業の実態としては、大手企業やテレビで言われている状況ではないです、中小零細企業の事業者等は見ていると非常に厳しいところは厳しいです。それも踏まえた上で、マイナスや現状維持よりは、今後の日高市のことも考えると、議員がなり手不足となつては大変だと思いますので、上げる方向性で賛成です。

会長：

上げ幅としては微増を考えているということですね。それでは、次の委員お願いいたします。

委員：

皆様のご意見を伺いながら、昨今の物価上昇と民間企業のベースアップ、また介護の世界でも処遇改善がなされ、現場でもかなり給料が上がってきています。先ほど委員の意見にもありましたが、やりがいといったことも勘案すると、報酬については上げたいという気持ちがあり、賛成させていただきたいと思います。ただ、資料を見ていただくとわかるように、前回報酬審議会時より約800人の人口減や、財源も厳しい中ですので、慎重に皆様と相談して進めていきたいと考えます。

委員：

皆様と同じように議員も若手が増えています。今後の

ことを考えますと、活躍してもらいたい気持ちがありますので、ぜひ上げていただきたいと思います。

会 長：

それでは、議員報酬等の額について、委員の皆様の見解は上げた方がいいとなりました。具体的な報酬等の額については、事務局で調整していただけますか。

事務局：

本日の会議で、概ねどのくらいのパーセンテージが妥当ではないかというところまで、ご意見をいただきたいです。

会 長：

事務局からありましたが、具体的な議員報酬等のパーセンテージまで、詰めていただきたいという話ですが、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。それでは、私から1点確認ですが、基本的には上げるという答申にしますが、その中で具体的なパーセンテージや金額まで、答申書に書くという形でよろしいですか。

事務局：

答申書の段階では具体的な金額を入れていただくことになります。参考資料8ページに、前回の答申書の写しを掲載しております。イメージはこのような形で、現状からどのくらい上がるのかお示してください。

会 長：

何パーセント上げたらどのくらいの金額になるというのは、どの表を参照すれば分りますか。

事務局：

追加で資料がありますので配布させていただいてよろしいでしょうか。

委 員：

その資料には、予算上の影響額は載っていますか。

事務局：

積み上げていけば影響額のパーセンテージは出せると
思います。

会 長：

それでは、資料を用意している間、暫時休憩とさせて
いただいただきます。5分ほど休憩とします。

【休憩後】

会 長：

会議を再開します。追加資料を見ていただき、資料中
の議員の改定率、また改定額等を参考に決めていきま
すが、まず事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：

こちらの資料は、現在の報酬等を基に左の改定率を
0.5パーセントから10パーセントまでの0.5パーセント
刻みの資料です。現在の報酬額等については、一番下
の日高市と記載されています。こちらの額に改定率を掛
算されたものが、改定後の額と改定額です。改定後の
額は、1,000円未満は切り捨てた金額となっております。

会 長：

それでは、委員の皆様からご意見を頂戴しながら、今
回の答申は何パーセントかお示しできればと考えます。
1点確認ですが、回答を一つに絞る必要はありますか。

事務局：

今回は、ある程度の方向性を示していただき、次回の
会議で委員の皆様に検討していただけるよう、回答を一
つに絞らずに持ち帰っていただくというのはいかがでしょうか。

会 長：

わかりました。意見がまとまるかどうかもございます
ので、例えば1パーセントと思う方や2パーセントとい

う方もいらっしゃるかと思えます。ご意見を賜りながら、最終的に何パーセントということで決定していきます。忌憚ないご意見として、委員の皆様お一人ずつ順番に、何パーセントぐらいかのご意見をいただけますか。

委員：

別冊資料2ページ目を参照して、県内類似団体の令和6年度の数値を見ていくと、1.5から2パーセントぐらいあげてもいいと思えます。

委員：

私も同じ部分を参照し、1.5パーセントぐらいでもいいと思えます。

委員：

私は1から1.5パーセントと思えます。

委員：

私は0.5から1パーセントぐらいと考えます。そうすれば、市長の数値は類似団体と近い数字になると思えますし、議員の数値も吉川市に近づくとおもいます。

委員：

他の市町村と全体的に見て比較すると、他の市町村より低いところから同程度かなという部分もありますが、平均で言うと1.5パーセントぐらいがよろしいかと思えます。財源が許すのであれば2パーセントを考えていますが、慎重に扱っていただけたらと思えます。

委員：

私は1から1.5パーセントと思えます。

会長：

皆様から0.5から2パーセントとのご意見いただきましたので、次回までに事務局案を作ってください。現在の日高市の財政状況等を鑑みて、次回の会議までに0.5から2パーセントのうち、妥当な線を事務局案として皆様に示していただき、委員の皆様も納得の上で決定した

いと思います。

5 議題 (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について
会 長：

続きまして、(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。事務局から市長、副市長及び教育長の三役の給料について、説明をお願いいたします。

事務局：

A 4 資料 10 ページをご覧ください。特別職の報酬等及び一般職の給与の改定状況が示されています。現在、市長の月額給与は 87 万 1,000 円で令和 5 年度に改定をしています。平成 8 年に改定した 85 万 8,000 円から令和 4 年度の審議会で 1 万 3,000 円の増額改定方針ということで 87 万円 1,000 円となっています。同じように副市長は 72 万 8,000 円から 74 万 1,000 円、教育長は 68 万 5,000 円から 69 万 2,000 円と改定しています。その上で、A 3 資料 2 ページ目を見ていただきますと、表 1 番の令和 7 年度の県内類似団体と比較すると、水色の部分が日高市を除く類似団体の平均額です。市長が 88 万 3,615 円、副市長が 75 万 2,385 円、教育長が 70 万 1,769 円が平均額です。その下が日高市の給与額で、その下、黄色の部分が差額です。現状、日高市の方が、市長は 1 万 2,000 円、副市長は 1 万 1,000 円、教育長は 9,000 円低いという状況です。この金額と次のページの令和 4 年度の報酬審議会の際に使用した県内類似団体を比較していますと、若干ですが給与格差が小さくなっています。表の右側の黄色の部分、市長が 4,000 円、副市長が 4,000 円、教育長が 3,000 円となっています。また、先ほど配布した A 3 の追加資料は、右から 3 列目から市長、副市長、教育長と同様の作りで記載していま

す。

会 長：

続いて、委員の皆様から市長、副市長及び教育長の給料の額を上げるか、下げるか、そのままかを伺いたいます。先ほどと同様、委員順々に意見ををお願いします。

委 員：

先ほど審議した議員報酬等の額と同じパーセンテージでいいと思います。

委 員：

私も上げる方向で、議員と同じ 1.5 パーセントの改定でいいと思います。

委 員：

私も先ほどと同様に上げることで賛成です。

委 員：

私も上げてもいいと思いますが、1点気になることがあります。吉川市は議員報酬が日高市より高いですが、市長給料は日高市より低い。その差は何があるのでしょうか。

事務局：

特に定め等はなく、その当時、決めた資料でということだと考えられます。

委 員：

分かりました。それでは、先ほどの議員報酬と同じ割合であれば、上げる方向で問題ないと思います。

委 員：

私も議員と同じでよいと思います。

委 員：

私も同じでいいと思います。

会 長：

それでは委員の皆様のご意見は、上げるという方向で決定しました。こちらについても、議員と同様にパーセ

ンテージも決めた方がよろしいでしょうか。

事務局：

はい。議員報酬と同様にお願いします。

会 長：

それでは市長、副市長及び教育長の給料の額の具体的な改定率ですが、これまでと同様に、委員の皆様にご意見を伺いまして決定します。先ほど議員報酬は 0.5 から 2 パーセントという範囲で決定しましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員：

同じで結構です。

会 長：

それでは、市長、副市長及び教育長も 0.5 から 2 パーセントの範囲内と決定しました。こちらも、次回までに事務局案を作成をお願いします。

事務局：

承知しました。

会 長：

それでは、市長、副市長及び教育長の給料の額も上げる答申とします。具体的な金額等は、事務局案を次回までに作っていただき、審議後に答申を出したいと思っています。会議が始まりまして、約 1 時間半が経過しましたが、事務局から何かございますか。

事務局：

ありません。

会 長：

委員の方はよろしいでしょうか。

委 員：

ありません。

会 長：

それでは次回の審議会は 10 月 21 日（火）に開催しま

す。時間は午後2時半でよろしいでしょうか。

委員：

了承。

会長：

以上をもちまして議題5は審議終了します。

6 その他

会長：

次第の6 その他について、委員又は事務局から何かございますか。

委員：

ありません。

会長：

ご意見がないようですので、事務局からその他でありますか。

事務局：

ありません。

会長：

以上で本日の議題は全て終了となります。最終的な答申は次回会議にて結論を出すということになりました。これをもちまして、進行を事務局へ戻させていただきます。

7 閉会

事務局：

委員の皆様におかれましては、長時間に渡りご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。